

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請について (審査会合における指摘事項の回答)

2020年12月23日

日本原子力発電株式会社

審査会合における指摘事項及び対応

No.	10月27日審査会合での指摘事項	対応
1	性能維持施設の表6-1, 6-2の「位置, 構造及び設備」の記載について, 必要な記載項目を整理すること。	11月26日回答済
2	他プラントでは性能維持施設に含まれるが東海では含まれていない設備である「エリアモニタ」「排気筒モニタ」「非常用照明」「消火設備」について, 記載が不要であることを説明すること。	11月26日回答済
3	排気筒は, 放射性気体廃棄物の放出箇所として性能維持施設に残すべきであり, 記載の要否について再検討すること。	11月26日回答済

No.	11月26日審査会合での指摘事項	対応
1	消火設備について, 性能維持施設への記載を検討すること。	資料1 - 1 参照
2	従来添付書類六に記載されていた東海第二発電所との共用施設について, 本文四に記載する。(当社よりご説明)	資料1 - 2 参照

No.1 消火設備を性能維持施設に記載

<検討内容>

廃止措置プラントでも火災が起こり得ることを考慮し、東海発電所に現存する消火設備を性能維持施設として廃止措置計画に記載する必要があると判断し、本文六及び添付書類六に追加する。

消火設備の対象は消火栓（屋外）及び消火器（建屋内）とする。

<廃止措置計画の変更箇所>

- 本文六 性能維持施設
- 添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

<廃止措置計画の記載方針>

本文六 表 6 - 2 について、下記赤枠のとおり変更

施設区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
	設備（建屋）名称	維持台数				
消火設備	1.消火栓	一式	種類 地上式消火栓若しくはホース格納型消火栓 水圧 0.25MPa以上	消火機能	消火設備が使用できる状態であること。	当該設備が設置されているエリアの解体前まで
	2.消火器	一式	種類 粉末消火器、強化液消火器、二酸化炭素消火器			

追加

注) 表 6 - 2 の記載に基づき、関連する本文六及び添付書類六の記載を修正する。

No.2 東海第二発電所との共用施設を本文四に記載

<検討内容>

従来添付書類六に記載されていた東海第二発電所との共用施設（以下「共用施設」）について、変更認可申請書において性能維持施設から外していた。しかしながら、共用施設を性能維持施設から外すと、廃止措置計画上で共用施設の記載がなくなるため、廃止措置計画に記載する必要があると判断した。

共用施設の維持管理は東海第二発電所側で行うことを考慮し、「東海第二発電所との共用施設」として本文四に記載する。

<廃止措置計画の変更箇所>

- 本文四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

No.2 東海第二発電所との共用施設を本文四に記載

<廃止措置計画の記載方針>

本文四 本文及び表 4 - 3 について，下記赤枠のとおり変更

本文

四 廃止措置対象施設及びその敷地

1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲

東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、~~原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設は除く。~~廃止措置対象施設を表 4 - 3 に示す。

二重取消線部削除

表 4 - 3 (抜粋)

(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設

(2) その他の主要な施設

建屋名称	設備名称	建屋名称	主要設備名称
東海第二発電所との共用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・雑固体廃棄物焼却設備 ・雑固体減容処理設備 ・セメント混練固化装置 ・固体廃棄物貯蔵庫A ・固体廃棄物貯蔵庫B ・固体廃棄物作業建屋 ・モニタリングポスト ・試料放射能測定装置 ・気象観測設備 	東海第二発電所との共用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバイメータ ・ホールボディカウンタ ・電子式個人線量計

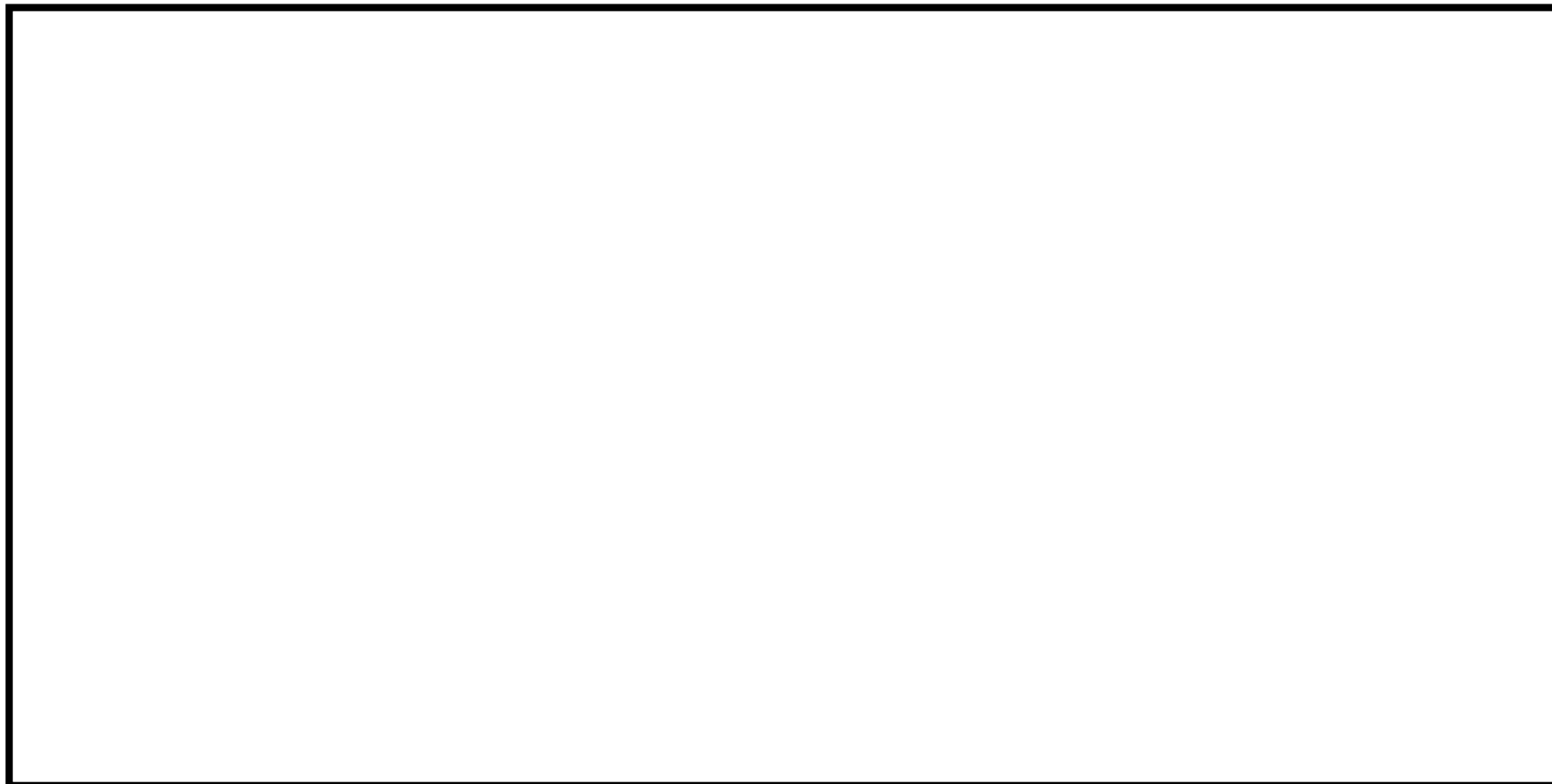
追加

No.2 東海第二発電所との共用施設を本文四に記載

＜廃止措置計画の記載方針＞

本文四 図 4 - 1 について、下記赤枠のとおり変更

なお、図は廃止措置計画の初回申請時点の廃止措置対象施設を示すものであるが、今回共用施設を廃止措置対象施設としたため、表 4 - 3 との整合をとって共用施設を追記する。



は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

注) 本文四の記載に基づき、関連する本文五及び添付書類二の記載を修正する。